

## 『手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう』増刷に伴う修正一覧 [最新:第4版(2019年3月31日発行)まで]

## 内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
78	第36講座	Aの囲みの文章6行目	毎日、決まった時間に④トイレに座る習慣…	④毎日、決まった時間にトイレに座る習慣…	番号と下線の位置変更	第2版 2015.8.1発行
79		Bの囲みの文章4行目	③初めての方、使ったことはあるけれども一度しかり…	初めての方、③使ったことはあるけれども一度しかり…	番号と下線の位置変更	
106	講義「手話の基礎知識」	左段下10行目	『京都府立聾学校百年史』によると…	『京都府盲聾教育百年史』によると…	「立聾学校」→「盲聾教育」に修正	第4版 2019.3.31発行
110		左段(注1)2行目	1878(明治11年)5月23日に…	1878(明治11年)5月24日に…	「23日」を「24日」に変更	第2版 2015.8.1発行
117	左段上1行目	さらに批准国が30カ国…	さらに批准国が20カ国…	「30」→「20」に修正		
117	左段上10行目	の自由並びに情報の利用)などが…	の自由並びに情報の利用の機会)などが…	「の機会」を加筆		
119	右段上10～14行目	⑤障害支援区分…決定の在り方、 ⑥手話通訳等を…支援の在り方	⑤手話通訳等を…支援の在り方、 ⑥障害支援区分…決定の在り方	⑤と⑥の内容を入れ替える		
120	右段上14行目	(2013(平成25)年度～2018(平成30)年度までの5カ年計画)	(2013(平成25)年度～2017(平成29)年度までの5カ年計画)	数字の修正		
123	講義「聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度」	右段下1行目	高橋潔は口話法が主流になりつつある1923(大正12)年に校長に就任します。	高橋潔は口話法が主流になりつつある1924(大正13)年に校長に就任します。	数字の修正	
128	講義「聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度」	上18行目	1975(昭和50)年2月22日 連盟書記長、衆院予算委員会で民法11条改正を中心としてろうあ者の立場を公述	1975(昭和50)年3月22日 連盟書記長、衆院予算委員会で民法11条改正を中心としてろうあ者の立場を公述	「2月」→「3月」に修正	(未) 第5版で修正予定
134	講義「ボランティア活動」	左段上5行目	特定非営利活動法人法が…	特定非営利活動促進法が…	「法人」→「促進」に修正	第3版 2017.5.1発行
134		左段上15行目	環境問題に関する国際会議(COP3)などで…	環境問題に関する国際会議(COP3)などで…	「COP3」→「COP3」に修正	
135		左段上22行目	1989(平成元)年には3,901千人へ120万人の増加であったものが、…	1989(平成元)年には3,901千人へ230万人の増加、…	「120」→「230」に修正 「であったものが」を削除	
136		左段下14行目	このような中、設立から3年たった1965(昭和40)年には「通訳団」を結成し…	このような中、1967(昭和42)年には「通訳団」を結成し…	「1965(昭和40)」→「1967(昭和42)」に修正	第4版 2019.3.31発行

## 『手話通訳Ⅰーホップ ステップ ジャンプー』テキスト 増刷に伴う修正一覧 [最新:第3版(2017年5月1日発行)まで]

## 誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	修正版
57	第26講座	「政見放送」本文 右下5行目	参議院比例代表選挙、道府県知事選挙について手話通訳が保障	参議院比例代表選挙、都道府県知事選挙について手話通訳が保障	「都」を追加	(未) 第4版で修正予定

## 『手話通訳Ⅱーホップ ステップ ジャンプー』テキスト 増刷に伴う修正一覧 [最新:第4版(2015年8月1日発行)まで]

## 内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
58	第26講座	会話 下から4行目	書類が届いたら期日までにその金額を	書類が届いたらその期日までに金額を	「その」の位置を修正	第2版 2014.4.12発行
63	第28講座	「役割のイメージを作る」の説明文	【登場人物】をよく読み、役割のイメージを把握しましょう。 ※設定された人物の条件は、変えないでください。	【登場人物】をよく読み、役割のイメージを把握しましょう。 事実の確認をしておきましょう。 セリフとして言わなければならない事実 : 行動として表現しなければならない事実 : 役割を演じるために頭に入れておいてほしい事実	文言の修正	第4版 2015.8.1発行

『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』 増刷に伴う修正一覧[最新:第3版(2023年6月22日発行)まで]

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
8	「手話通訳の心構え」	表1 上19段目	1994(平成6)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	1995(平成7)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	「1994(平成6)」→「1995(平成7)」に修正	
		表1 下4段目	2012(平成24)年 道路交通法の改正により条件つきで	2008(平成20)年 道路交通法の改正により条件つきで	「2012(平成24)」→「2008(平成20)」に修正	
32	「障害者福祉概論」	(2)訓練等給付の囲み 上4行目	③就労継続支援(A型・雇用型・B型・非雇用型):一般企業での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	③就労継続支援:一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型、結ばないB型がある。	修正	第3版 2023.6.22 発行
43	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	左段上7行目	『手話通訳制度調査検討報告書』(1985(昭和60)年)にある手話通訳士の専門性	『手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書』(1988(昭和63)年)にある手話通訳士の専門性	報告書名の修正	
45		右段下11行目	(3)手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 1988(昭和63)年には、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)公認の手話通訳士資格認定制度創設に向け「手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書」(以下、報告書	(3)手話通訳制度調査検討報告書 1985(昭和60)、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)手話通訳制度創設に向け「手話通訳制度調査検討報告書」(以下、報告書	報告書名の修正	
46		左段上7行目	ただし、「手話通訳士」は設置場所、地域等により、上記①②以外の業務を行うことも考慮する必要があります。	(削除)	文の削除	
54	「ことばの仕組みⅡ 音声言語」	右段上22行目	「今日(きよー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2音節になります。	「今日(きよー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2拍になります。	「音節」→「拍」に修正	
		右段下5行目	雨(高低)一飴(低高)、箸(低高)一橋(高低)(共に標準的なアクセント)	雨(高低)一飴(低高)、箸(高低)一橋(低低)(共に標準的なアクセント)	「箸(高低)一橋(低高)」に修正	
56		左段上19行目	長い きれい	長い	「きれい」を削除	
72	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	右段上10行目	かなり広範囲に及んでいる実態が明らかになっています。-ここに右記を加筆-	市町村の実態は報告書で確認し、自分の地域の実態も確認しましょう。	加筆	第2版 2021.5.24 発行
73		左段上3行目	雇用された手話通訳者と登録された手話通訳者という2つの身分・業務形態を見てみましょう。	手話通訳者の業務は多様で地域によっても違いがありますが、ここでは、ある程度まとめて簡単に整理しています。	修正	

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	修正版
24	「障害者福祉概論」	図1 地域生活支援事業の囲み 右側上2行目	専門性の高い意思疎通支援を行う者の要請・派遣	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	「要請」→「養成」に訂正	第3版 2023.6.22 発行
33		2 地域生活支援事業の7行目	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する	「意志」→「意思」に訂正	
		2 地域生活支援事業の14行目	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	「意志」→「意思」に訂正	
39	「ソーシャルワーク概論」	右段上16行目	バウンダリーとは支援者と非支援者の関係における境界線	バウンダリーとは支援者と被支援者の関係における境界線	「非支援者」→「被支援者」に訂正	
44	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	右段下15行目	手話通技能認定試験	手話通訳技能認定試験	「訳」を追加	
68	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	表2 5行目	文化的総意や	文化的相違や	「総意」→「相違」に訂正	